

## RTCCサービス約款（サンメンバーズ）

### 第1条（RTCCサービス）

RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます。）が、会員（以下に定義します。）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、リゾート施設等の利用に関するサービスです。

### 第2条（本約款の目的）

RTCCサービス約款（以下「本約款」といいます。）は、会員によるRTCCサービスの利用に関する事項について定めています。

### 第3条（利用資格）

ご契約の会員権について会員登録された方（以下「会員」といいます。）は、当社にRTCCサービスの利用登録（以下「RTCC登録」といいます。）を行った上で、RTCCサービスをご利用いただくことができます。

### 第4条（RTCCサービスの内容）

当社は、当社自らまたは第三者を通じて、会員に対して、以下のサービスを提供します。

- (1) 第5条に定めるRTCC旅行業サービス
- (2) 前号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス

（RTCC旅行業サービス）

### 第5条（RTCC旅行業サービス）

1. 当社は、会員のためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス（旅行業務の提供及びこれに付随するサービス）を提供いたします。
2. 手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。

### 第6条（RTCC事務局）

RTCCサービスに関するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6番1号

電話番号：052-307-3030

### 第7条（権利譲渡の禁止）

会員は、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

### 第8条（禁止事項）

当社は、会員がRTCCサービスを利用するにあたり、以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 他の会員または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (3) 他の会員または第三者を誹謗中傷したり名誉を毀損したりする行為
- (4) 当社の承諾なくRTCCサービスを営利目的で利用する行為
- (5) RTCCサービスの運営を妨げるような行為
- (6) 諸法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
- (7) その他RTCCサービスの利用者として不適切と当社が判断する行為

## 第9条 (RTCCサービスの利用の停止)

会員は、以下の各号に該当する場合、事前の通知なく RTCC サービスを利用することができなくなります。

- (1) 本約款、サンメンバーズ F L E X C L U B 施設利用契約約款、会則、利用規程その他付隨文書に違反していると当社が判断したとき
- (2) 第8条の禁止事項を行っていると当社が判断したとき
- (3) RTCC サービスの利用態様が RTCC サービスの運営に支障をきたすと当社が判断したとき
- (4) 本約款又は利用規程に定める料金の支払いの遅延または不払いがあったとき
- (5) その他 RTCC サービスの利用者として不適切と当社が判断したとき

## 第10条 (損害賠償)

1. 会員（同伴宿泊者を含みます。）が、故意または過失により、当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 会員指定利用者（同伴宿泊者を含みます。）が、故意または過失により、当社または第三者に損害を与えた場合、会員は、連帯してその損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第11条 (サービス提供の中止・中断)

1. 当社は、RTCC サービス用システムの保守作業、その他 RTCC サービスの運用上やむを得ない事情によるときは、RTCC サービスの提供を中止・中断することがあります。
2. 当社は、前項の規定により RTCC サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に対し、第12条第2項に定める方法と同様の方法により通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条の定めによる RTCC サービスの中止・中断の発生に起因または関連して、会員または第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

## 第12条 (本約款の変更)

1. 当社は、会員に事前に通知した上で、本約款を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前から RTCC サービスを利用している会員にも適用されるものとします。
2. 前項の通知は、以下のいずれか一つまたは複数方法によるものとします。
  - (1) 郵送・メール便等
  - (2) Eメール
  - (3) 当社または当社関連会社のホームページへの掲載

## 第13条 (管轄裁判所等)

1. 本約款に定めのない事項または本約款の規定の解釈に生じた疑義については、その都度会社が決定します。
2. 本約款に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、当社の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審裁判所とすることとします。